

# 水田に露地野菜を導入して所得向上を!!

主食用米の助成金がなくなって、経営が苦しくなったな。  
規模拡大にも限界があるし、何を作ればいいのか...



## これから作るなら「露地野菜」!!

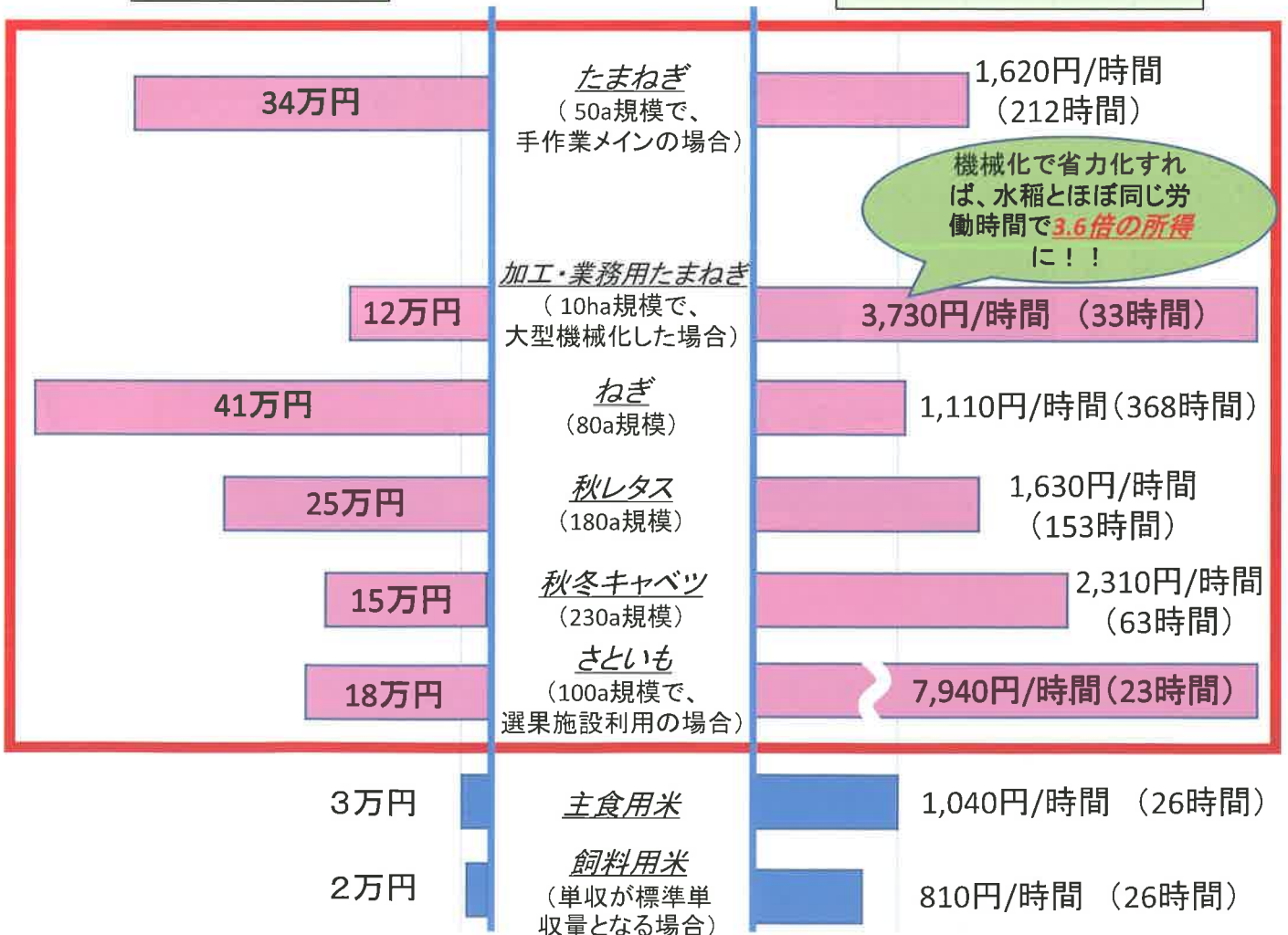
- ・国産の加工・業務用露地野菜(カット野菜など)は需要が高まっています。
- ・今の露地野菜の作業は機械化が進み、省力的です。
- ・整備された水田は機械化作業に適し、水稻との輪作で連作障害も回避できます。
- ・何より水稻を上回る所得が期待できます。



みのリス

10a当たり所得

労働時間当たり所得  
(10a当たり労働時間)



機械化で省力化すれば、水稻とほぼ同じ労働時間で3.6倍の所得に!!

注: 飼料用米は助成金8万円/10aを含む。飼料用米以外は助成金は含まない。

# 露地野菜の品目別指標

露地野菜だと何の品目でどれくらいの所得があるのかなあ。  
 どれくらいの労力がかかるのかなあ。



みのリス

参考に、**品目別に所得500万円を得るための目安**をお示します。

収穫等の作業が集中する時期や他品目の作業時期とのバランスを考慮し、品目の組み合わせを決定してください。

また、**水田に露地野菜を導入する場合のシミュレーション**を試みました。

## 【所得500万円を得るための目安】

品目	特徴(※)	面積(a)	所要労力(時間)	労働1時間当たり所得(円/時間)	粗収益(万円)	経営費(万円)	所得(万円)	前提条件(主な使用機械等)
夏秋なす	A	62	4,953	1,010	991	491	500	
秋冬ねぎ	B,C	136	4,837	1,034	1,057	557	500	播種機、定植機、管理機、堀取り機、根葉切り皮むき機
夏ねぎ	B	105	4,077	1,227	1,059	559	500	
たまねぎ	B	146	3,094	1,616	1,036	536	500	播種機、玉ねぎ磨き機
春レタス	C	167	3,241	1,543	1,194	694	500	乗用管理機、レタス包装機
秋レタス	C	201	3,073	1,627	1,192	692	500	
さといも	B	279	630	7,938	923	423	500	植付機、堀取機、選果施設利用
春だいこん	C	264	4,298	1,163	1,278	778	500	播種機、洗浄機
うど	B	265	4,709	1,062	1,220	720	500	堀取り機、伏せ込みハウス
秋冬キャベツ	C	345	2,165	2,309	1,034	534	500	
ブロッコリー	C	303	2,522	1,982	1,074	574	500	
春にんじん	B	128	1,756	2,848	789	289	500	播種機、堀取機、洗い機、選別機

※ A:小面積で所得確保が可能な品目、B:機械化が進んでいる品目、C:冬季の労力活用が可能な品目

## 【露地野菜導入シミュレーション】

例1:耕地面積5haの農家が、夏秋なすを導入して、所得を向上

	品目(ha)			所得(万円)	労働時間(従事者数目安)	ポイント
	主食用米	ビール麦	夏秋なす			
導入前	2.5	2.5		178	770(2名)	少ない面積でも所得が高い品目を導入して所得向上
導入後	2.0	2.8	0.2	327	2,276(2名)	

例2:耕地面積30haの農家が、たまねぎ、春レタスを導入して、所得を向上

	品目(ha)						所得(万円)	労働時間(従事者数目安)	ポイント
	主食用米	飼料用米	ビール麦	大豆	たまねぎ	春レタス			
導入前	16.0	4.0	7.0	5.0			1,527	5,537(3名)	たまねぎの作業機械化により、大面積に作付
導入後	14.0		12.0		10.0	2.0	2,531	6,428(4名)	

※所得には米の直接支払交付金は含んでいません

# 経営の安定化のための制度

露地野菜を初めて作ると失敗して収量がとれなかったり、単価が下がったりして、収入が下がってしまうのが心配…。



みのリス

平成31年からは、品目の枠にとらわれず、経営体の農業収入全体を見て総合的に対応できる「**収入保険**」という新しい選択肢ができます。

## 収入保険制度の概要

### 対象者等

- 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者と法人が対象です。  
※ 青色申告を5年間継続している農業者が基本ですが、青色申告(簡易な方式も含む。)の実績が、制度加入申請時に1年分あれば加入できます。(補償限度額は申告実績が5年になるまで引き上げられます。)

### 補償内容

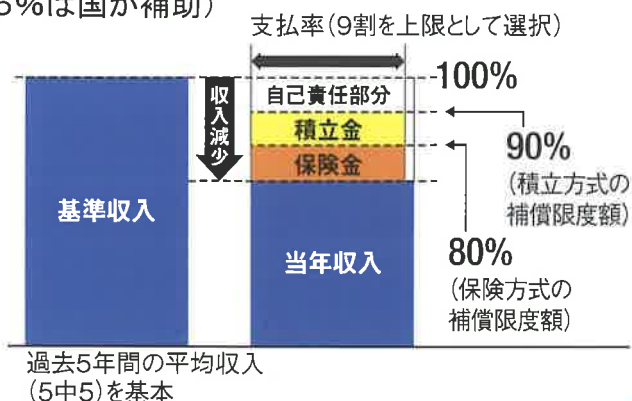
- 当年の収入が補償限度額を下回った場合に、補償限度額と当年収入の差額の最大9割(支払率)が補填されます。**  
※ 補償限度額は基準収入の9割を限度として設定することとなります。支払率は最大9割から設定することとなります。

### 補填方式

- 掛捨ての保険方式と積立方式の組合せで補填。積立方式は選択可。  
(保険料は50%、積立金は75%は国が補助)

### 補填のイメージ

5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)選択した場合



収入保険制度については、栃木県農業共済組合(NOSAIとちぎ)(028-683-5531)にお問合せください。

収入保険制度の他、経営安定のための制度として、野菜価格安定制度があります。  
(野菜価格安定制度の一部事業では、収入保険制度との重複加入はできませんので、自らの経営に適した制度を選択してください)

事業名	主な事業の内容	主な要件
青果物価格安定対策事業	生産出荷組織を通じて市場出荷した野菜の価格が一定水準以下に低落したときに補給金を交付 【対象となる露地野菜】 たまねぎ、ねぎ、レタス、キャベツ、ほうれんそう、にんじん 等	産地単位で加入要件(作付面積・共販等率)を満たす必要
契約野菜安定供給制度	実需者との市場価格連動型の取引価格契約において、契約価格が一定水準以上下落したときに交付金を交付(他のタイプもあり)	

# 相談窓口「みのりす」

水田への露地野菜の導入について相談したいんだけど、どこに相談すれば良いのかなあ。



県が設置している  
**「園芸総合相談所(愛称:みのりす)」**  
 に御相談ください。  
**経営設計、技術習得、補助金の活用等**  
**をサポート**します。

## 【「みのりす」設置場所】

該 当 市 町	相 談 窓 口 設 置 場 所	住 所	電 話 番 号
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所 経営普及部	宇都宮市 竹林町1030-2	028-626-3068
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所 経営普及部	鹿沼市 今宮町1664-1	0289-62-6125
真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所 経営普及部	真岡市 荒町116-1	0285-82-3074
栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町	下都賀農業振興事務所 経営普及部	栃木市 神田町5-20	0282-24-1101
矢板市、さくら市、那須烏山市、 塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所 経営普及部	矢板市 鹿島町20-22	0287-43-2318
大田原市、那須塩原市、 那須町	那須農業振興事務所 経営普及部	大田原市 本町2-2828-4	0287-22-2826
足利市、佐野市	安足農業振興事務所 経営普及部	佐野市 堀米町607	0283-23-1431
県域	生産振興課	宇都宮市 塙田1-1-20 県庁舎本館12階	施設野菜関係 028-623-2328 露地野菜関係 028-623-2279 果樹・花き関係 028-623-2329

## 【露地野菜導入の支援策】

支 援 策	支 援 内 容
補助事業 (国、県、市、農協)	水田への露地野菜導入を促進するための <b>各種補助事業(野菜生産機械の購入補助等)</b> が用意されています。事業ごとに採択要件、補助率が異なります。
産地交付金	<b>水田において野菜等の作付を行った生産者に対して支払われる交付金</b> です。県や各市町の農業再生協議会で対象作物や交付単価を設定しています。